○青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する件（同一六三）　四六二
○消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する件（同一六四）　四六三
○職業能力開発促進法第十五条の八第一項及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画の一部を改正する件（同一六五）　四六六
○平成三十年度雇用施策実施方針の策定に関する指針を定める件（同一六六）　四七二
○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（同一六七）　四七六
○中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ⑴の支給率を定める件（同一六八）　四七七
○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件（同一六九）　四七八
○中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件（同一七〇）　四七八
○中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一七一）　四七八
○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一七二）　四七八
○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一七三）　四七八
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一七四）　四七八
○中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一七五）　四七八
○中小企業退職金共済法施行令第十五条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一七六）　四七八
○中小企業退職金共済法第三十一条の三第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一七七）　四七八
○障害者雇用対策基本方針を定める件（同一七八）　四八四
○要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件（同一七九）　四八四
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件等の一部を改正する告示（同一八〇）　四八四
○厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者（同一八一）　四九二
○厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（同一八二）　五二六
○居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを提供している者として厚生労働大臣が定めるもの（同一八三）　五二六
○介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同一八四）　五二六
○厚生労働大臣の定める介護医療院が広告し得る事項（同一八五）　五二九
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（同一八六）　五三二
○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく平成三十年度の単位掛金額を定める件（同一八七）　五三二
○福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針の一部を改正する件（**厚生労働・経済産業**一）　五三二
○特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件（**厚生労働・経済産業・国土交通・環境**一）　五三二
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（**厚生労働・経済産業・環境**二）　五三四
○ＰＦＯＳ又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（同三）　五四三
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省・経済産業省・環境省関係告示の整理に関する告示（同四）　五四四
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件（同五）　五四六

（以下次のページへ続く）